

海外特別研究員 各位

日本学術振興会
理事長 小野 元之

出産・育児に係る海外特別研究員の採用の中断および延長の取扱いについて（通知）

海外特別研究員は、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念することを義務付けられておりますが、このたび、男女共同参画社会の実現、女性研究者が働きやすい環境整備の一環として、出産・育児に伴い研究に専念することが困難な場合においては、海外特別研究員本人の希望により、下記のとおり採用の中断及び延長を可能とする取扱いをすることとしましたので、お知らせいたします。

記

1．対象者

海外特別研究員であって出産（配偶者等の出産を含む）及び一歳未満の子を養育するため、採用期間の中断及び延長を希望する者を対象とします。

2．中断できる回数、期間

一人の子につき一回とします。

原則として、採用期間を中断できる期間は出産予定日の六週間前の日から子が満一歳に達する日までとし、一日単位で承認することとします。

なお、複数回中断する場合であっても、原則として通算一年六週間を上限とします。

3．研究専念義務の免除及び身分

採用中断中は、海外特別研究員としての研究計画に基づく研究専念義務を免除することとしますが、採用を中断した期間を除き、派遣開始から1年後に中間報告書を、派遣期間終了後1か月以内に最終研究報告書を提出していただきます。

なお、研究活動を制限するものではありません。

採用中断中であっても海外特別研究員としての身分は有します。

4．滞在費・研究活動費の取扱い

採用中断中は、滞在費・研究活動費の支給を中断します。採用を再開した日から滞在費・研究活動費の支給を再開し、中断した日数については採用を延長して支給します。

5．手続き

別添の「海外特別研究員採用中断願」に必要事項を記載し、出産・育児の事由が生じたことを証明する書類及び海外における受入研究者の承諾書(書式任意、A4版)を添付の上、原則として採用中断の開始を希望する日の1ヶ月前までに、本会までご提出下さい。その際、事前に本会まで電話にてご連絡下さい。

また、採用を再開する際には「海外特別研究員採用再開願」の提出が必要となりますので、中断願と同様の手続きでご提出頂くこととなります。

なお、日本国内に所属機関がある方は、ご本人から所属機関あて、上記手続きを行った旨ご連絡してください。

6．適用開始日

平成15年7月1日より、中断の取扱いを開始します。

7．その他

この取扱いにより、平成15年7月中に中断を希望する場合は、上記5にかかわらず、下記まで早急にご連絡下さい。

【本件照会先】

日本学術振興会総務部研究者養成課
海外特別研究員事業担当

TEL:03-3263-3576

FAX:03-3222-1986